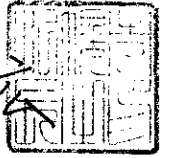


札幌市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年11月 29 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第47号

札幌市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市印鑑条例施行規則（平成3年規則第44号）の一部を次のように改正する。

(1) 第5条中「第7号から第9号まで」を「第4号」に改め、「のいずれか」を削り、「第11号」を「第6号」に、「第10号及び第16号から第19号まで」を「第5号及び第10号から第13号まで」に改め、同条第1号から第4号までを次のように改める。

(1) 健康保険、船員保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険若しくは介護保険の被保険者、防衛省共済組合、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済制度の加入者の資格を有することを証する書類

(2) 健康保険日雇特例被保険者手帳

(3) 児童扶養手当証書

(4) 国民年金、厚生年金又は船員保険年金に係る年金手帳

(2) 第5条中第5号から第9号までを削り、第10号を第5号とし、第11号を第6号とし、第12号を削り、第13号を第7号とし、同条第14号中「又は船員保険年金」を「、船員保険年金又は共済組合年金」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第15号を第9号とし、第16号から第20号までを6号ずつ繰り上げる。

(3) 第8条第2項中「受領印」を「署名又は押印」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。